

第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託

公 募 要 領

令和7（2025）年1月

日野市 健康福祉部
セーフティネットコールセンター

＝ 目 次 ＝

I 公募の趣旨	2
1. 趣旨	2
2. 背景・業務目的	2
3. 事業全体のスケジュール(予定)	3
II 公募概要	4
1. 名称	4
2. 業務内容	4
3. 委託期間	4
4. 予算上限	4
5. 成果品	4
6. 納入先	5
III 応募資格	5
IV 公募スケジュール	6
V 応募書類等	6
7. 応募書類	6
8. 企画提案書記載項目	7
9. 応募にあたっての注意事項	7
VI 応募日程等	8
1. 提出期限	8
2. 提出方法	8
3. 提出先	8
4. 質疑の取り扱い	8
VII 審査及び候補者の選定	9
1. 審査評価点等	9
2. 一次審査(書類審査)	9
3. 二次審査(プレゼンテーション)	9
4. その他	10
VIII 問い合わせ・提出先	10

第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託

I 公募の趣旨

1. 趣旨

本公募要領は、民間のノウハウや知見を活かして、「第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の策定支援を実施する事業者を選定するための条件および手続きを示したものです。

希望する事業者は、下記内容を熟読し、要件を満たした上で、期限までにご応募ください。

2. 背景・業務目的

日本の子どもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。家族・家庭が抱える複合的な課題、地域社会の結びつきの希薄化、子育て世帯の孤立、ひきこもりに関する問題のほか、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブル・情報過多、自殺やいじめなどの生命・安全の危機の問題なども顕在化しています。

そのなかで、子どもが経済的困窮等の状態にあることにより成長・発達の諸段階において健やかな育ちが妨げられ、生活や学習、進路決定等の場で様々な制約を受けるなどし、その後の人生全体に影響を及ぼす「子どもの貧困」の課題も深刻化しています。子どもの貧困は、様々な問題が多面的かつ複合的に絡み合い発生すること、貧困の状況については世帯によってその内容が異なることから、個々に応じた支援が必要となるものの、日本の子どもの相対的貧困率を見ると、平成30年時点（旧基準）では13.5%（子どものおおよそ7人に1人）、令和3年時点（新基準）では11.5%（子どものおおよそ9人に1人）が貧困状態となっていることが分かっており、日野市においては、令和2年時点（旧基準）では、6.3%と子どもの約16人に1人が「相対的貧困」の状態にあると推計されます。国の数値と比べると約7%少なくなっていますが、学校のクラス単位で見ると30人1クラスの場合、約1～2人の割合で「相対的貧困」の状態です。暮らす子どもがいることが分かっています。

このような状況を背景に、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。これは、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、「こどもまんなか社会」（日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会）の実現を目指すものです。また令和5年12月には、同法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針などを定める「こども大綱」が閣議決定されました。

日野市では、令和2年3月に「新！ひのっ子すくすくプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、子どもの健やかな成長と子育て世帯を支援するとともに、保育の量的拡

充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援などに取り組み、切れ目ない施策の一層の充実を図ってきました。また、令和4年10月に策定した「第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」では、①子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上、②安心して生活できる環境整備・生活習慣の改善、③子どもに係る経済的負担の軽減、④子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上、⑤効果的な情報発信と支援ネットワークの強化を基本的な方向性として掲げ、これに基づき全市的に様々な事業および施策に取り組んできました。そして令和7年4月には、「新！ひのっ子すくすくプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」の次期計画として、「日野地域未来ビジョン 2030」（以下、2030 ビジョン）および国の「こども大綱」を勘案するとともに、「こども基本法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」等に基づき、基本理念を「一人ひとりの権利が尊重され、子ども・若者が自分らしく健やかに育ち・安心して子育てできるまち」と定めた「第1期日野市こども計画」が策定される予定となっています。

国や東京都、他自治体等、その他社会情勢や既存の計画、日野市における他計画や方針等と整合性を図りながら、「第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」を策定していくこととなります。また、本方針を策定していく際には、子どもや若者等当事者の声を反映していくことが重要となっております。

3. 業務全体のスケジュール（予定）

令和7年4月～ 令和7年6月	国・東京都・他自治体の動向把握、日野市の現状把握 令和7年度第1回日野市子どもの貧困対策推進委員会 (進行状況確認、第3期方針策定に向けた動き報告)
令和7年8月	令和7年度第2回日野市子どもの貧困対策推進委員会 (調査項目の確認)
令和7年9月	子どもと保護者の生活実態調査の実施
令和7年10月～11月	子どもと保護者の生活実態調査の結果報告（データ納品）
令和7年12月	令和7年度第3回日野市子どもの貧困対策推進委員会 (子どもと保護者の生活実態調査結果報告)
令和7年11月～令和8年5月	第3期方針素案の作成
令和8年2月	第3期方針素案の提出
令和8年2月	令和7年度第4回日野市子どもの貧困対策推進委員会 (素案の説明・確認)
令和8年5月	令和8年度第1回日野市子どもの貧困対策推進委員会 (素案の確認)
令和8年6月～7月	パブリックコメントの準備
令和8年8月	令和8年度第2回日野市子どもの貧困対策推進委員会 (パブリックコメントの説明・確認)

令和8年8月	パブリックコメントの実施
令和8年11月	パブリックコメントの結果公表
令和8年12月	令和8年度第3回日野市子どもの貧困対策推進委員会 (パブリックコメント等結果報告、意見反映)
令和9年1月	第3期方針とその概要版の完成(データ納品)
令和9年2月	令和8年度第4回日野市子どもの貧困対策推進委員会 (第3期方針完成の報告)

※策定スケジュールに合わせ、事務局と打合せを実施する。

Ⅱ 公募概要

1. 名称

「第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託」

2. 業務内容

「第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託仕様書(案)」のとおり。

※仕様書は今後打ち合わせ等の内容により変更の可能性があります。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

4. 予算上限

1,133万円 ※消費税相当額を含む。

※令和7年度当初予算の議決を前提としています

5. 成果品

(1) 日野市子ども・保護者の生活実態調査結果報告書

電子データ(CD-R、PDF、Word及びExcel等) ※各標本の回答データも含む

A4縦 100頁程度 カラー

(2) 日野市子ども・保護者の生活実態調査結果報告書(概要版)

電子データ(CD-R、PDF、Word及びExcel等)

A4縦 8頁程度 カラー

(3) 第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針

電子データ(CD-R、PDF、Word及びExcel等) ※素案のデータも含む

A4縦 100頁程度 カラー・表紙・背表紙あり

(4) 第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針(概要版) ※子ども向けの概要版を含む

電子データ(CD-R、PDF、Word及びExcel等)

A4縦 15頁程度 カラー

(5) 各種会議や意見交換会、インタビュー等の記録

(6) その他本委託業務において作成した資料等

※成果物を作成するにあたっては、以下に留意すること。

- ・図や表を適宜使用するほか、データや情報などについてもわかりやく視覚的に表現する(インフォグラフィックなど)ことを通じ、読み手の理解が進みやすいように作成すること。
- ・専門用語を使用する場合には注釈を付けること。

6. 納入先

日野市

Ⅲ 応募資格

- ・業務の性質上、広く参加者を募る。

1. 本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 応募者は、公募開始日から遡って5年以内に他自治体等における類似業務の受託実績があり、仕様書に記載の業務を遂行する能力、実績が十分にあること。
- (2) ①東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していることを原則とする。
②東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格に未登録の場合であっても、以下の全ての書類の提出をもって(2)①の要件に代えることができる。
 - a. 現在事項全部証明書（登記簿謄本）（法人） ※履歴事項全部証明書でも可
 - b. 現在事項全部証明書（商号登記簿謄本）（商号登記している個人） ※履歴事項全部証明書でも可
 - c. 身分証明書（商号登記していない個人）
 - d. 登記されていないことの証明書（商号登記していない個人）
 - e. 法人事業税の納税証明書（法人） ※直近で確定している決算年度・金額不要
 - f. 法人税の納税証明書（法人） ※直近で確定している決算年度・金額不要
 - g. 申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（個人） ※直近年度・金額不要
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したものにあつては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したものにあつては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- (7) 日野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年12月27日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

IV 公募スケジュール

令和7年1月20日（月）～ 同年1月20日（月）～1月24日（金） 同年2月3日（月）～ 同年2月4日（火）～2月10日（月） 同年2月12日（水）～2月17日（月） 同年2月18日（火）・19日（水） 同年2月20日（木）・21日（金） 同年3月6日（木） 同年3月11日（火）～ 同年4月予定	公表開始 質問受付期間 質問への回答 提案書類受付期間 一次審査（書類審査）の実施 一次審査（書類審査）の結果通知 二次審査（プレゼンテーション）の実施 選定結果通知 選定事業者と協議 契約締結
---	--

V 応募書類等

7. 応募書類

応募書類	備考	部数
① 参加希望書 （様式1）	必要事項を記載の上、代表者印を押印ください。	原本1部 副本9部 電子データ （PDF）
② 企画提案書 （様式自由）	原則A4判両面縦左綴じで、表紙・目次を除き10ページ以内とし、目次を除き下段中央にページ番号を付けてください。 「V 8. 企画提案書記載項目」を参照のうえ作成してください。	
③ 業務実施体制 （様式2）（1）、（2）	それぞれの業務に関する実施体制とその連携に関する実施体制を記載ください。	
④ 業務責任者 実績書 （様式3）	契約締結後に業務責任者になる予定の者及びその実績（本提案内容と類似した業務に携わった経験がある場合）を記載してください。 予定業務責任者が過去に所属していた企業等における実績も含めます。	
⑤ 見積内訳書 （様式4）	積算根拠を記載ください。	
⑥ 会社概要書 （様式5）	必要事項を記載ください。	

⑦ 決算書	直前決算の税務署収受印のある法人税確定申告書、別表、計算書類（貸借対照表、損益計算書） 勘定科目内訳明細書は不要です。
⑧ 類似業務の受託実績が分かるもの	同種・類似業務の実績一覧（発注者名、業務内容、金額、契約期間等）、他自治体等でのこども関係や行政関係の計画書など

（１）書類作成にあたっての留意事項

- ①全ての項目について記載してください。
- ②項目の追加・削除はしないでください。
- ③原則Ａ４判で、文字の大きさは原則１１ポイント以上としてください。

（２）提案書の作成要領

- ①原則Ａ４判両面使用とし、縦置き横書き左綴じとしてください。
ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとします。
- ②図又は表等を挿入しても構いませんが、別紙で添付する場合は、該当する企画提案の項目ページ後に編綴してください。（末尾に編綴しないこと）。また、図又は表を挿入する場合はＡ４判又はＡ３判サイズ（山折り）としてください。
- ③提案書の分量が嵩む場合等、インデックスの使用は可とします。
- ④資料はカラー、白黒は問いません。
- ⑤一次審査は以上に挙げた応募書類の内容のみで審査します。その他の資料等は一切添付しないでください。

８．企画提案書記載項目

以下の資料を参考に、「実態調査」、「子どもや若者等当事者の意見を反映した基本方針策定」について、工程ごとの担当者等も含め、記載してください。

- （資料１）第３期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託仕様書（案）
- （資料２）選定審査基準
- （資料３）第２期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針
- （資料４）第１期日野市こども計画(素案)

９．応募にあたっての注意事項

- （１）応募書類については、提出後の変更は認められません。但し、応募書類に記載の役員の辞職、失職、死亡等の場合はこの限りではありません。
- （２）応募書類その他応募者から提出された書類は、返却いたしません。
- （３）応募事業者の提出する書類の著作権は作成した応募事業者に帰属しますが、応募書類

は日野市情報公開条例に基づき、市に対する情報公開の対象文書となります。この場合、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。また、日野市情報公開条例第7条に定める非公開情報に該当するものを除き全て公開対象とします。提出された応募書類は理由の如何を問わず返却せず、市の責任において保管します。

(4) 応募内容については、審査終了後など必要に応じて、その内容を公開する場合があります。

応募内容のすべてが公開の対象となりますが、応募者の正当な利益を害するおそれがあるものについては、非公開とします。

(5) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担となります。

VI 応募日程等

1. 提出期限

令和7年2月10日(月)午後5時(必着)

2. 提出方法

応募書類を書留郵便で送付又はご持参ください。

書類提出に合わせて電子データ(PDF形式ファイル)を日野市セーフティネットコールセンター s-net@city.hino.lg.jp へメールにて提出してください。

3. 提出先

〒191-8686

東京都日野市神明1丁目12番地の1

日野市健康福祉部セーフティネットコールセンター

4. 質疑の取り扱い

(1) 受付期間

令和7年1月20日(月)～ 令和7年1月24日(金) 午後5時

(2) 提出方法

本公募に関し質問がある場合は、「質問票【様式6】」を日野市セーフティネットコールセンター s-net@city.hino.lg.jp へメールにて提出してください。

件名は「【事業者名】第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託 質問票」とします。

なお、メールにて送付後、必ず日野市セーフティネットコールセンター(042-514-8542)までご連絡ください。

(3) 回答方法

いただいた質問とその回答はホームページにて掲載いたします。

同趣旨の質問が複数あった場合には、まとめて回答します。

質問者の名称等については公表しません。

VII 審査及び候補者の選定

1. 審査評価点等

(1) 審査の流れ

応募者による申込書類の内容を日野市が設置する「第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）」にて総合的に審査を行い、評価の結果、もっとも高い評価を得た順に、最優秀提案者及び優秀提案者をそれぞれ1者ずつ決定します。最優秀提案者を委託候補者として特定し、詳細を協議し、合意に至らなかった場合は優秀提案者と協議を行うものとします。

なお、合計評価点が同じ者が2者以上ある時は、提案評価点が高い者を上位とします。

(2) 審査の評価点

「第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託事業者選定審査基準」のとおり。

なお、各項目における評価点が0点の場合においても即時失格とはせず、総合的な審査に基づいて評価します。

(3) 追加説明等

審査のために必要があると認める場合は、応募者に対し説明を求めることがあります。

2. 一次審査（書類審査）

一次審査については、申し込みが4者を超えた場合に実施します。

※ 一次審査の実施有無については、応募担当者にメールにてお知らせいたします。

(1) 一次審査通過者の決定

委員会の選定に基づき、日野市が一次審査通過者として3事業者程度を選定します。

(2) 結果通知

選定結果は、令和7年2月18日（火）・19日（水）を目途に応募者全員に文書（郵送）及び電子メールにて通知いたします。

(3) その他

- ・ 次のいずれかの次項に該当する場合は失格とします。
 - ① 提出書類に虚偽があったとき。
 - ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。
 - ③ 契約締結時点において、Ⅲ応募資格を満たさない場合。
 - ④ その他、本要領の内容に適合していない場合。
- ・ 審査結果に異議の申し立てを行うことはできません。
- ・ 見積価格が予算額を超えた場合には、審査自体を行いません。
- ・ 一次審査通過者は、その地位を第三者に譲渡することはできません。

3. 二次審査（プレゼンテーション）

提案書等をもとに審査委員に対し説明を行い、あわせて質疑応答を行います。

(1) 実施日時

令和7年2月20日（木）もしくは21日（金）の午前を予定

※発表順については、参加表明書類受領日時の遅い事業者より順番に行うものとし、事業者の説明の順番及び時間については別途事務局より電子メールにて連絡します。

(2) 説明会場

日野市神明1丁目12番地の1（日野市役所）会議室

※セーフティネットコールセンターへお越しください

(3) 時間配分

提案説明：20分、質疑応答：10分

(4) 出席者

提案説明には、本委託を受託した場合の管理責任者予定者又は実務担当予定者が必ず出席してください。出席人数は、最大4名までとします。

(5) 使用機材

プロジェクター及びスクリーンについては日野市が準備します。PC等それ以外のものについては、発表者側で用意してください。

(6) 説明内容

提出した提案書の内容について説明を実施してください。

※別途説明用資料をご用意いただくことは可能ですが、提出書類の内容と整合する内容であることが必要です。

※説明時において、事業者名称が明らかにならないように配慮してください。

(7) その他

プレゼンテーション時の議事は翌日までに電子メール等で送付してください。

審査時の録音を許可します。

(8) 結果通知

二次審査結果は対象者全員に通知するとともに、市ホームページで公表します。

4. その他

提案参加希望書の提出後、本プロポーザルへの参加を取り下げる場合は「取り下げ願い書【様式7】」を持参または郵送にてご提出ください。

VII 問い合わせ・提出先

郵便番号 191-8686

東京都日野市神明1丁目12番地の1

日野市 セーフティネットコールセンター 担当：地下・青木・市川

TEL: 042-514-8542

E-mail s-net@city.hino.lg.jp